

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2958号)

令和4年10月25日

横情審答申第2958号

令和4年10月25日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和2年3月27日環創南公第2883号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「特定公園の巡回にかかわる文書で、1. 巡回を1日2回→3回に増やした
ことに関する、当該指定管理者の報告書類全て。2. 上記1項にかかわる
評価・指示等、関係当局が作成した文書全て。3. 上記2項には当該指定管
理者との電話連絡日時や打ち合わせ日時等がわかる記録、そしてメモ類も全
て含む。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定公園の巡回にかかわる文書で、1. 巡回を1日2回→3回に増やしたことに關する、当該指定管理者の報告書類全て。2. 上記1項にかかわる評価・指示等、関係当局が作成した文書全て。3. 上記2項には当該指定管理者との電話連絡日時や打ち合わせ日時等がわかる記録、そしてメモ類も全て含む。」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定公園の巡回にかかわる文書で、1. 巡回を1日2回→3回に増やしたことに關する、当該指定管理者の報告書類全て。（以下「文書1」という。）2. 上記1項にかかわる評価・指示等、関係当局が作成した文書全て。3. 上記2項には当該指定管理者との電話連絡日時や打ち合わせ日時等がわかる記録、そしてメモ類も全て含む。（2及び3を総称して、以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件審査請求文書」という。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和元年11月27日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に關する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであつて、その理由は次のように要約される。

特定公園は、指定管理者制度により指定された指定管理者が管理運営をしている公園であり、指定管理者は、公園の管理運営状況等について報告書を作成し、横浜市環境創造局公園緑地部南部公園緑地事務所（以下「南部公園緑地事務所」という。）に提出している。この報告書については、年度報告書、四半期報告書及び月報（これらを以下「各種報告書」という。）の提出を受けており、作業内容の全てを網羅するものではない。

本件開示請求を受け、指定管理者からこれまでに提出された各種報告書を確認したが、文書1の内容に該当するものは提出されていない。また、南部公園緑地事務所は、

指定管理者からの報告に基づいた文書2の内容に該当する文書を作成していない。

したがって、文書1については当該内容の報告文書が指定管理者から提出されていないため取得しておらず、保有していないため、非開示とした。また、文書2については南部公園緑地事務所において当該内容の文書を作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 関係する文書の再調査と関係者への事実確認を求める。
- (3) 朝夕に行われていた巡回は2019年から昼休みのあとにもやるようになって1日3回やっている。増やしたことは横浜市に報告されていないというから、説明できるほど積極的な理由はないまま増やしたということになるようだ。
- (4) 巡回を増やしたことを横浜市に報告していないということは、報告できない事情があることになる。

5 審査会の判断

(1) 公園の指定管理者制度について

横浜市では、公園の管理に関する業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第28条の2により、指定管理者制度を導入している。指定管理者制度を導入した場合、施設の管理権限を指定管理者に委任し、地方自治体は管理権限を行使しないことが可能であり、特定公園もその方式により管理運営されている。

特定公園の指定管理者は、平成26年4月1日から指定管理者として指定されている。指定期間は、同日から平成31年3月31日まで及び平成31年4月1日から令和5年3月31日までであり、それぞれの指定期間開始前に基本協定書を締結している。

基本協定書では、指定管理者は、各種報告書を作成し、提出しなければならないこととされている。また、公園の維持管理業務については、維持管理基本水準書によることとされている。

各種報告書は、公園を所管する公園緑地事務所に提出することとされており、特定公園を所管するのは、南部公園緑地事務所である。

(2) 本件審査請求文書について

開示請求書の記載内容から、本件審査請求文書は次のように解される。

ア 文書1は、特定公園の巡視を1日2回から3回に増やしたことに係る指定管理者から実施機関宛ての報告文書の全てである。

イ 文書2は、特定公園の巡視を1日2回から3回に増やしたことに係る評価や指示等、実施機関が作成した文書の全てであって、実施機関と指定管理者とのやり取り日時等が分かる記録、メモ等の全てを含むものである。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 特定公園の維持管理業務については、維持管理基本水準書において規定しており、巡視については1日1回行うことを水準として規定している。そして、1日1回の巡視に係る報告は、適切になされている。指定管理者との日常的な情報交換の中で、特定公園の巡視を1日3回実施することがあることは把握していたが、水準を超える巡視について指定管理者は報告義務を負わないし、市としても報告を求めた事実はない。よって文書1は取得しておらず、保有していない。

(イ) また、巡視の回数は規定の水準を満たしており、実施機関として指定管理者に対して指導等する必要はなく、指定管理者と連絡、調整する必要もないため、文書2は作成しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) まず、文書1について以下検討する。

当審査会において、特定公園の維持管理基本水準書を確認したところ、園内の巡視は、年末年始を除き1日1回実施することが規定されていた。

また、特定公園に係る基本協定書によれば、指定管理者に提出を求めているのは、実施機関の説明のとおり各種報告書であることが認められ、各種報告書によれば、令和元年度の園内作業実施状況の一覧において、1日1回巡視を実施した旨が報告されていた。そして、1日3回巡視を実施したことに係る文書の存在は確認できなかった。

基本協定書の内容と、日常的な施設管理を指定管理者に委ねるという指定管

理者制度の性質を踏まえると、指定管理者が、公園の維持管理業務に係る日々の作業についてその全てを逐一実施機関に報告する義務はなく、規定された水準を超える、いわば任意的な巡視の実施について文書による報告はなされていないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(イ) 次に、文書2について以下検討する。

日常的な施設管理を指定管理者に委ねるといふ指定管理者制度の性質を踏まえると、規定された水準を満たしている維持管理業務について、実施機関が指定管理者を評価し、又は指定管理者に指示する必要があるとも、指定管理者と連絡や調整をする必要があるとも認め難い。したがって、メモ等を含めて何らかの文書を作成した事実はないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

(ウ) その他、実施機関が本件審査請求文書を保有していると推認させる特段の事情は認められない。

(エ) 以上のことから、実施機関において本件審査請求文書を保有しているとは認められない。

ウ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 3 月 27 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 5 月 19 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 2 年 7 月 6 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 2 年 7 月 16 日 (第259回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 4 年 8 月 23 日 (第364回第一部会)	・ 審議
令和 4 年 9 月 27 日 (第365回第一部会)	・ 審議